



「子ども手当」制度が 創設されました

平成22年4月から「児童手当」に代わり、「子ども手当」制度が始まりました。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するために支給されます。

- 支給対象の人 日本国内に住所が有り、中学校修了前の児童（15歳到達後最初の3月末までにある児童）を養育している人に対して支給されます（所得制限はありません）
- 支給月額 対象児童1人につき一律月額13,000円が支給されます
- 申請手続き

子ども手当の支給対象の人のうち	平成22年3月31日時点で「児童手当」を受給している人	➡	手続きの必要はありません。 自動的に「子ども手当」へと継続されます。 ただし、6月の現況届の提出は必要です。
	平成22年3月31日時点で「児童手当」を所得制限により受給できていない人	➡	「子ども手当認定請求書」 の提出が必要です。
	現在中学2・3年生（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の子どもがいる人	➡	「子ども手当認定請求書」または 「子ども手当額改定請求書」 の提出が必要です。
	平成22年4月1日以降に出生や転入をした人	➡	随時申請が必要です。
	公務員	➡	「児童手当」と同じく職場での受給となります

- 申請に必要なもの 印鑑、通帳（申請者名義）、申請者の健康保険証
※養育状況により別途書類が必要な場合があります
※申請者とは、対象児童を養育している父母で、家計の主宰者です
- 問い合わせ先 こども支援グループこども福祉班 TEL63-1111 内線276

編集後記

▼今回取材をさせていただいた「秋波」のみなさんと一緒に水無川周辺をウォーキングさせていただきました。車で水無川を渡ることはありませんが、いざ歩いてみると緑の山々、きらめく有明海など島の素晴らしさをあらためて実感しました。また、自生しているクレンソウも新たな発見でした。みなさんのお話に耳を傾けてみると、旬の食べ物や調理方法などが聞こえ、和気あいあい楽しみなながら健康づくりをされてるんだと感じました。

▼今回から広報紙づくりを担当することになりましたが、「初心忘るべからず」の気持ちで、読みやすい、読みたい広報紙づくりに取り組みたいと思います。

Y

島原市の人口

4月1日現在 (前月比)

人口	48,784人	(-322)
男	22,706人	(-186)
女	26,078人	(-136)
世帯数	18,647世帯	(-46)

出生 42件 死亡 54件
転入 214件 転出 471件

※人口、世帯数は住民基本台帳による